

# 国第七回 参議院農林委員会議録 第二十三号

昭和二十五年四月十二日(水曜日)

午後二時十三分開会

- 牧野法案(内閣提出、衆議院送付)
- 家畜改良増殖法案(内閣送付)

- 委員長(補見義男君) それではこれより委員会を開きます。

- 本日は主として畜産関係の二つの法案について御審議を煩わしますが、牧野法案と家畜改良増殖法案、この二件であります。牧野法案は衆議院の方で先般本会議を済まして、こちらの方に本付託として回付されて参りましたし、それから家畜改良増殖法案は、本日大体向うの方の委員会で討論、採決の段階に入つております。従つてこれらも近く今週中にはこの委員会に本付託として回付される見込でございます。従つてこの二つの法案は、できれば今週中に一応の質疑を済まして、来週早々でも討論、採決のような運びにいたしたいと思っております。

- そこで本日は最初に牧野法案、それから家畜改良増殖法案、この二件について提案理由の説明を伺いまして、それから関連しておる事項も多いと思ひますから、両方一括して質疑をお願いすることにいたします。

- 尙その前に、この牧野法も現行牧野法を全面的に改正しまして新しい牧野法がで、それから家畜改良増殖法案は現在の種畜法が廃止されまして、それを包摶して新しい、こういうような

法制が立案されておりますので、提案理由の説明を伺いましたあとで、事務的な点で積極的に畜産局の方から御説明せられることがありますたら、予めその説明を伺うことにいたしたいと思ひます。さように御了承願いたいと思ひます。それでは最初に政務次官。

○政府委員(坂本實君) 只今御審議を願います牧野法案の提案理由を御説明いたします。

畜産の振興の必要は今更申上げるまでもないことであります。この畜産振興の基礎をなす粗飼料資源供給の大宗である牧野は極めて重要性を有するものであります。農地改革が牧野にも拡大されたことは、この重要性の一端を示すものに外なりません。特に現下の飼料事情におきましては、牧野の生産性の維持向上を図り、牧野経営の合理化を促進する必要が倍加していると共に、又

我が国の牧野の改良が識者によつて叫ばれ出たのは明治以後のことでありますが、昭和六年に至り初めて牧野法が施行されるに至り、この法律によります。従つて牧野の改良が制度化され、國の助成政策によつて改良が促進されたのであります。牧野組合に関する事項を骨子としたもの

に伴う新情勢に即応しないものとなつて、現下の農業協同組合の整備等

たのであります。

他方戦時戦後を通じて行われた過放牧や、濫獲によって、牧野中には漸く荒廢の度を加え、このまま放置する

とは徒らに土壤の侵食を受け易い状態に放置することとなるものも生じ、國土の保全上も重要な問題となつておるのであります。

かゝる状況に鑑みまして、特に公共的牧野について、その管理運営を適正にその改良を促進すると共に、又

國土保全上から支障のある牧野については、その綠化を図り、併せて飼料資源を培うことが緊急の要務となつたのであります。

次に提出法律案の内容を簡単に御説明いたします。

第一は、地方公共団体の管理する牧野について、牧野の管理を適正にするため牧野管理規程を作成する事項であります。

第二は、第一及び第二に述べました

地方公共団体の管理する牧野については、団体の性格等に鑑み自作農創設

特別措置法において特に牧野買収の対象から除外し、共同利用の形態を存続して参つておるのであります。一般的にはその利用状態が悪く買収除外の主旨にも附つて、現状のものがありますので、その利用価値を高めるた

め、その管理者に牧野の維持改良に必要な牧野管理規程を定める義務を負わ

つて牧野の改良が制度化され、國の助成政策によつて改良が促進されたのであります。この法律は、牧野用施設

法が施行されるに至り、この法律によつて改良が制度化され、國の助成政策によつて改良が促進されたのであります。この法律は、牧野用施設

のうち、現下の農業協同組合の整備等

のについても地方公共団体の管理するものについては、牧野と同様に管理制度を定めさせることいたしてお

ります。

第二は、保護牧野の制度に関する事項であります。

何ぞ慎重御審議の上、速かに御可決されることをお願いする次第であります。

次に家畜改良増殖法案の提案理由を御説明いたします。

今更申上げるまでもなく、畜産を振興することは、農業経営の合理化を促し、農業の総合生産力を増強し、以て農業経済の安定を図ると共に、栄養食糧を確保し、国民の食生活を改善する可能性のある牧野に対する措置であります。

次に提出法律案の内容を簡単に御説明いたします。

第三は、第一及び第二に述べました

地方公共団体の管理する牧野については、団体の性格等に鑑み自作農創設

特別措置法において特に牧野買収の対象から除外し、共同利用の形態を存続して参つておるのであります。一般的にはその利用状態が悪く買収除外の主旨にも附つて、現状のものがあ

りますので、その利用価値を高めるため、その管理者に牧野の維持改良に必要な牧野管理規程を定める義務を負わ

つて牧野の害虫の駆除を命ずる措置を講ずることを政府の方針として明かにしたことあります。

第四は、牧野の害虫の駆除を命ずる措置を講ずることを政府の方針として明かにしたことあります。

第五は、現行法の廃止に関する事項

であります。改正牧野法の施行と共に現行法は廃止され、牧野組合は解散

員提出として予定されておりますが、この法案は、牧野が上述のような特殊性があるため、譲貢案と表裏一

体となり、牧野行政の完全を期するため必要なものであります。

何ぞ慎重御審議の上、速かに御可決されることをお願いする次第であります。

次に家畜改良増殖法案の提案理由を御説明いたします。

今更申上げるまでもなく、畜産を振興することは、農業経営の合理化を促し、農業の総合生産力を増強し、以て農業経済の安定を図ると共に、栄養食糧を確保し、国民の食生活を改善するため極めて肝要なことあります。

で、政府といたしましても種々畜産のなかんずく、種畜を確保し、その利

用の増強を図ることは家畜改良の基本

振興に關する具体的方策を策定いたしました。その有効適切なる実施に努力いたしているのであります。

なかなか種畜を確保し、その利

用の増強を図ることは家畜改良の基本

振興に關する具体的方策を策定いたしました。その有効適切なる実施に努力いたしているのであります。

で、政府といたしましても種々畜産のなかんずく、種畜を確保し、その利

用の増強を図ることは家畜改良の基本

振興に關する具体的方策を策定いたしました。その有効適切なる実施に努力いたしているのであります。

で、政府といたしましても種々畜産のなかんずく、種畜を確保し、その利

用の増強を図ることは家畜改良の基本

振興に關する具体的方策を策定いたしました。その有効適切なる実施に努力いたしているのであります。

す。

畜検査はすべて農林大臣が行うことになつてゐるのでありますか、この際臨時議事に行わせようとすることであります。す。

即ち、種畜検査を農林大臣において行なうことは、その判定基準を統一するため必要なことであり、今後もこれを原則とするることは變りはないのですが、不測の事故により種畜を補充せらるる場合には、都道府県知事をして臨時に種畜検査を行わしめ、種畜を補充せしめる途を開くのが適当と考えられるからであります。

第二は、家畜人工授精の健全な発達を図るため、家畜人工授精師並びに家畜人工授精所を免許或は許可制にすると共に、家畜人工授精の実施に必要な規制を加えたことがあります。家畜に対する人工授精術の応用は、我が国においても十数年以前から試みられてゐるのであります。特にここ数年来急激に普及いたしており、政府といたしましても都道府県に対し、家畜人工授精施設の開設を奨奨し、明年度におきましては全国二六〇ヶ所に対する半額国庫負担の経費を計上し、その普及推進を図つてゐるのであります。かくの如き、家畜の人工授精は現在飛躍的発展の段階に達しているのであります。が、一歩その運用を誤れば家畜人工授精に対する信用を失い、その健全な発達を阻まれる虞れがありますので、且つこれに適当な規制を加えその適正な実施を確保しようとする必要があると考えられるのであります。

第三は、現行種畜法にありますところの家畜登録協会に関する規定を廃止したことになります。即ち現行法で家畜の登録を目的とする団体として、特には、当時民間団体が家畜登録の事業を行ふことは事業者団体法に規定する禁止行為に該当するとの意見が有力でありましたので、家畜登録事業の重要性に鑑み、特にこれを同法の適用除外に行なうとの意図によつたのであります。が、最近有力な意見として家畜登録事業は、事業者団体法による禁止行為に該当しないのではないかとの解釈が示されましたので、かかる意味からすれば、やはり家畜登録協会を法的に規制する必要がなくなり、寧ろこの機会にこれを自由な形で民間の創意により民主的に運営させるのが適当ではないかと考えられるのであります。この処置により家畜登録協会は法律上の特別の制度としては廃止されるのであります。が、家畜登録事業が家畜の改良増殖上極めて重要なことには変わりないのでありますから、政府といたしましても従前同様この種事業の普及発展に努力いたす所存であります。

第四は、現行法に認められておりますところの種畜の確保に関し、必要がある場合における家畜の移動又は屠殺の制限に関する農林大臣の権限を廢止したことになります。これは、現行種畜法制定以後における家畜の事情の好転に伴い、もはやかかる非常手段を講ずる必要が少くなつたと認められるからであります。

以上が本法案の内容の主な点であります。が、本法案はその円滑なる施行によりまして現下の家畜の改良増殖、延

右のような理由によりまして、この法案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられんことを御願い申上げます。

○委員長(楠見義元君) 畜産局の方で何か御説明せられることがあつたら、この際伺つて置きたいと思います。若しなかつたら……

○政府委員(山根東明君) 法案提出の理由等につきましては、只今相当詳細に御説明いたしました通りであります。特に附加えて言うことはないのであります。この機会に私から牧野法に關連いたしまして、牧野の現状と言いますか、最近の状況等について若干附加えて御説明をいたして置きたいと思います。

牧野法は、現行の牧野法が昭和六年に制定されたのであります。爾来今日まで現行の制度が続いて来ておるわけであります。その間御承知のように戦争を中心挾んでおりまして、牧野法の趣旨も当初は、どちらかと申しますと強健な軍馬の育成というところにあつたわけであります。改良事業費に対する助成等も相当あつたのであります。そういう意味から当時予算的にも相当な主力が、この牧野の改良事業には注がれて参つたのであります。改良事業費に対する助成等も相当あつたのですが、終戦になりましたから、一つには國の財政の都合もあつたわけでありますが、一つには、そうした軍馬の育成がすでにその必要がなくなつたという点と、又これははつきりは申上げぬまですが、そうちした馬に対する反動的な考

え方が或る程度歎いたと思ふのであります。予算的に見まして、まあブランクになつて来ているのが現状でござります。地方における職員の経費、指導に要する旅費等が若干、それと本省における最小限度の経費が残つてゐるだけでありまして、言換へれば、牧野行政については、現在全くブランクの事情であります。そういうような事情でありますので、戦争中までは牧野についての現状も十分把握できたのであります。今日におきましては、現状がどうなつておるかといふことの把握する不十分であるというような事情があるのであります。それにしましても私共では将来のことを考えいたしまして、その間乏しい経費ながらも調査なり、というような仕事は続けて參つておりますのであります。その調査に基きますと、現在牧野面積は二十三年末であります、百四十二万五千三百五十七町歩、その中放牧地が八十万九千八十町歩……。

万六千六百二十四頭で、家畜頭数の二〇・五%でござります。採草地に依存しておりまする頭数は四十七万九千六百六十九頭で十四・二%、合せまして八十三万六千二百九十三頭、牛馬總頭數の約四二%が牧野の利用をいたしておる事情であります。これはお手許に資料として差上げてあるのでございますが、この中今度の法律で都道府県又は市町村等の所有管理する牧野に對しては、管理規定を定めることにいたしたいと思つておるのであります。が、管理規定の対象の面積を推算、調査いたしましたところによりますと、太体四十二万七千町歩、百四十二万五千町歩の中四十二万七千町歩が新しい法制によりまして管理規定の対象に考えられますので、行く行くはこれだけのものにつきましては、管理規定が完備する見込でございます。

合が、現在と申しましても一十四年六月でござりますが、残つております。大体牧野の面積なり、或いは関係牧野組合の現状は以上のようにありますので、蛇足ではございましたが、私から御説明をいたした次第であります。

○委員長(楠見義男君) 今の利用頭数ですね、いま一過言つて下さい。

○政府委員(山根東明君) 放牧頭数は三十五万六千六百二十四頭、家畜頭数の一〇・五%です。牛馬総頭数の二〇・五%が放牧しております。それから採草地に依存しておりますのは四十七万九千六百六十九頭で一四・二%、トータルといたしまして八十三万六千二百九十三頭で、二四%ちょっとであります。

○委員長(楠見義男君) どうぞ御質問をお願いします。

○羽生三七君 らうと伺いますが、

この牧野法と農地調整法関係の法規と何か抵触するようなものはないのですか。全然別個のものですか、どこかで交錯するような問題はないですか。

○政府委員(山根東明君) 別に抵触する点もないようです。

○委員長(楠見義男君) 現在の牧野法に牧野特定地といふものがあつて、大体これと同じような思想で今度の牧野といふものができておるようになりますがね。その間に大きな違いといふものは、何があるのですか。それが一つは、「」の資料で行くと、牧野特定地の面積というのが、全体で二十三万町歩ですか、それから今のお話の保護牧野といふものが二十二万町歩、大体同じような数字なんですが、そういうところから見ると、大体現在

の牧野特定地というものが保護牧野に肩替りするような、内容的に変わらないような気がするのですが、何かその間

に大きな違いがあるのか、その点を先ず一つ伺いたいのですが。

○政府委員(山根東明君) 或いは或る程度においては一致すると想うのであ

りますが、従来の牧野特定地には転用制限として一つのあれがあつて、牧野以外に転用してはいかんということが

あつたわけですが、保護牧野は、何と

言いますか、転用の制限を除いたとい

う点が、二つの関係の実質上違う点で

すが、具体的な問題としては、従来の

特定地が或いは大部 分今度保護牧野と

して指定を受けるということに、お話を

のようになる場合が多いのではないか

と思うのですが。

○説明員(山本兵三郎君) 私ちよつと

補足して申上げて置きますが、例の牧

野特定地として限定されておりました

約二十三、四万町歩の土地は、牧野と

して、殊に軍馬資源確保のために、そ

ういう資源といふものを確保しなけれ

ばならんということがら、他にこれを

転用することを制限しておつたのであ

りますが、御承知かと思うのであります

が、それは今回、殊に国有地につい

ては、その中の一部を特に民間の希望

がありますれば、農地局の方に所管換

合参考に伺つて置きたいのは、従来の

規定による場合に、牧野特定地に対し

て維持改良命令を出したり、或いは補

助を法律上約束したりしているのです

が、これが具体的な事例として、そ

ういうふうな維持改良の命令を出し、又

外に調査をやつておられるのは、今お

話にありましたように、十二万五千町

歩が対象になつておる、こういうお話

なんですが、この問題に関連して林野

庁の方のこの点に關する話を聴いてお

いた方がいいと思いますから、本日は

間には合いませんでしたが、明日委員会

には林野庁を呼んでおりますから、そ

れだけちよつと申上げて置きます。そ

れから先程の補足説明の最後のお話は

こうしたことなんですか。つまり従来

が、この牧野管理規定を設ける場合に、

この地方公共団体がこれを定めるわけ

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○政府委員(山根東明君) 後段の御意

見のように考えていいのではないで

しょうか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○政府委員(山根東明君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○政府委員(山根東明君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条

の三項で、当該牧野管理規定とある

から、案を先づ作つて、それから不服

申立てをするといふことになりますが、それが告示せんならんわけですね。ところ

がその後に不服があれば異議の申立てができることになりますが、それ

は定めたものに不服があつた場合とい

うことですか、定めようとする事前の

ときには不服があれば、申立てすれば管

理規定が変えられるということですか。

○委員長(楠見義男君) それは第三条



によつて損失を受けたものは、國に予算がなからといふので補償は受けられないということになつて来るから、その辺がはつきりせんじやないか、従つて九条の規定はこれは施行できない、こうしないと非常に不測な損失を受け、而も補償されない場合が出て来やせんかということを心配して質問しております。

○政府委員(山根東明君) 現状ではそれで、私は主としてこの法の、何と言ひますか、予算関係がそういうことであるというので、実際問題としてのそういう支障は、府県のそういう行政措置の手加減と言ひますか、運用で、実際問題としてはそういう支障があつて、二進も三進も行かんといふ事態が起つても困りますので、起らぬような途は取らなければいけないと思つております。

ける面もあるのでありますので、その面につきましては、これは保護牧野指定の内容として、今日直ちにでも実施できる面であろうかと考えております。その外の面で相当な経費を要するものに、これを保護牧野に指定して、而も国が法律に命じられたこれの跡始末を何ら考へないでそういうことをし、而もそれに対する罰則を適用するといふようなことにつきましては、お話をのように全く無茶な話でありますので、差当たりましては保護牧野の指定の内容としては、場合によりましてはそういう限度に限定するということにならざるを得ないのじやないかというふうな考え方であります。

○岡村文四郎君 そうすると第十一條の第一項の、用途の廃止後効力の発生の確認の方法でありますて、第十條によれば、必要ある場合に指示の変更を知事に申請することになつておる。第十一條の用途の廃止は、所有者又は利使用者の一方的の意思によつて措置して差支ないものと解して差支ないかどうか。第十一條の一項の届出をなさなかつた場合処罰されるというが、その理由はどうだらうか。

○政府委員(山根東明君) 第十一條で牧野としての用途が廃止されたときは、「指示は、「その効力を失う。」と、第十條で以て指示の変更については都道府県知事に対して申請をすることを必要としておるけれども、用途を廃止することについて、ただ用途が廃止されれば、そのまま効力を失うということになつておる点はどういう関係か、という御質問だと思うのであります。が、その点につきましては、実は保護牧野につきましては、先程問題になり

ましたのように転用の制限を私共考えていないのでありますて、いわば勝手に牧野としての使用を廃止することがであります。されど、これも関係者の自由な意思によつて廃止された場合には、従来保護牧野を前提としての指示は、これは当然にその効力を失わることにしたのです。それから余談でありますて、これが廃止されました後々において、尙国土保全上そのものが、これが何等かの制限の必要があるような現状である場合には、保安林等の指定を受けることにならうかと考えております。それから都道府県知事にその旨を届けない場合に、これに対する罰則が規定されているのでありますて、これは実は保護牧野につきましては、何と申しましても国土保全という一つの公共的な意味を持つておる制度でありまして、これの用途廃止等につきましては、十分都道府県知事としましてはその現状を把握して置く必要がある。これがいい加減に扱われるといふことでありますては折角国土保全上の見地からこうした制度を設けました題旨が、最後まで貫徹されないと、いうような点がありますので、そういう關係でこの用途廃止の届出につきましては、厳格にこれを実施して参りたいといふような趣旨から、これに対しでは違反者に対する罰則の規定を設けたわけであります。

それですから、簡単に考えたのによつて、いろいろのは、現在の国情では非常に困難が伴う。これはよく念に念を入れて確かめなければならない。よからぬうで衆議院へ出して見たが、それが分らんものになつたのでは迷惑があるだらうと思ふ。

○政府委員(山根東明君) その点について重ねて私から申上げて置きたいと思ひますが、実は現行の牧野法が殆んど死文化しております。言換えれば予算はないし、牧野法の大部分の規定は牧野組合の規定であり、この牧野組合はこれは速かに解散しなければならないという状況にある。そこで実は私共としましても、この法律を御審議願います前に、予算のはつきりした見通しも同時に立てた上でという考え方をして、できるだけその線で努力をして来たのであります。一方においては、現行の牧野法がそういう「死文化」しておられますので、一日も遅かに廃止しなければならんという情勢に立至つたのでありますので、これを廢止しかたぐり新しい法制が生れないといふことになりますと、その間牧野に関する法制が、僅かな期間でありますも、全然ないということになりますが、精神的な見地からも牧野の側に与える打撃も非常に大きい点もありまして、実はいろいろ御意見が出ました卓は、私共も非常に問題にしたのではありませんけれども、止むに止まらず予算を伴わないこういう法律を提案するような経緯になつたわけあります。そこで予算としましては、次の国会で考へると口では言つても、実際実現しなかつた場合はどうなるかと、これを実現……予算を計上することについて、

決して簡単に計上できるかどうかといふ点につきましては、私共も同じような心配を持つておるのであります。が、ただ事務的に私共がこの法律を作り上げます際に、その問題についていろいろ大蔵省とも折衝いたしました事情から申し上げるのであります。が、仮に臨時国会で新しい補正予算として提出するチャンスが或はあるかどうかといふ点は、はつきりいたしませんけれども、仮にそういうチャンスがあります場合には、これは私共は何とかしてそこに所要の経費の計上を図つて行きたいという強い意持を持つておりますし、そのことは先程申しましたように、大蔵当局にも実は申入れてあるわけでありますし、又来年度からは改良事業に対する助成金としては、土地改良法が仮に現在準備されておりますような内容で成立いたしましたといたしますれば、この方の予算に牧野改良の予算が当然計上せられなければならぬということにつきましては、これは或る程度大蔵当局とも、まだ確定的な話合いまでに至つておりますけれども、大蔵当局にも、こちらからその場合の経費の算出資料、その他資料も提出してござりますし、大蔵当局も事務的にはそれはすでにまあ財政の面から支出を覚悟しておるというふうな事情であると思うのであります。そこで勿論私共も一〇〇%確言はできませんけれども、そういう事情でありますので、法律が通過いたしますれば、この法律自体も当然のことでありますが、大蔵省の事務当局も十分承知しております。

考えております。

それから金融面のことも、これはお話をのように、私共も決してこれは簡単にお金から所要経費が出して貰えるといふように、簡単には考えて貰えると。ただこれも私共の今後の努力によつて、一般の畜産に対する金融が、今日非常に金融機關側においてまだ十分認識して貰つてない現状を打開する、その線に沿つて、この牧野改良に対する金融措置も、これも相当困難ではありますると思いますけれども、やはり私共は努力しなければならない点であつて、そうしたいというふうに考えておられます。

○岡村文四郎君 金融機関が畜産に対する認識が足らないというのじやな

い、そこで現在も中央金庫は中長期資

金として、畜産資金と土地改良の二本以外に今のところやらないというふうにやつてゐる。そうして畜産資金が出

てゐる。併しながら今度はこれも非常に不可能だと考へております。よく知つております……御承知か知らんが、

小水力電気の助成金融をやることになつて、日本で百数十箇所どんく工事を始めた。ところがびつたり止つてい

る。金融も止つておる。どうなるかといふことは、そういう事態からこれはもう甘く見てはいけないと、これを

お語したのです。

これは続いてお伺いしますが、林野

府と御相談ができていると思いますからお分りと思いますが、国有林野の中

にある牧野の開放の方針、これは実施計画及び実施状況はどうなつておるか

といふことと、それから牧野の払下価格に關して、取扱がどういうふうになつておるか、それから東北地方に……

考えております。

それから金融面のことも、これはお話をのように、私共も決してこれは簡単にお金から所要経費が出して貰えるといふように、簡単には考えて貰えると。ただこれも私共の今後の努力によつて、一般の畜産に対する金融が、今日非常に金融機關側においてまだ十分認識して貰つてない現状を打開する、その線に沿つて、この牧野改良に対する金融措置も、これも相当困難ではありますると思いますけれども、やはり私共は努力しなければならない点であつて、そうしたいというふうに考えておられます。

○岡村文四郎君 金融機関が畜産に対する認識が足らないといふ

い、そこで現在も中央金庫は中長期資

金として、畜産資金と土地改良の二本以外に今のところやらないといふ

北海道もそうでありましようが、東北地方にある特に国有林野の現行価格による即時開放と、その必要経費の予算計上を要望されておりますが、その現状と、今後の方針は「体どうなつておるか。これは林野庁がおらんとあなたとのところでは決まらんと思いますが、この法律を出す以上、いろいろお打合せになつておると思いますから、お分りだと思います。

○政府委員(山根東明君) 後段の御質問は……

○岡村文四郎君 国有林野の中に牧野

が入つておる、それを開放する実施の

状況がどうなつておるか、ということ、

それからその次は、牧野の払下げ価格、

林野庁の価格、それの取扱は一体どう

なつておるか。それから東北地方……

北海道もでありますか、国有牧野の現

行価格による即時開放の必要経費の予

算を要望されておるわけですが、今の

現状は「体どうなつておるか」というこ

と、これはあなたのところばかりでは

ないから、まだ打合せがしていいか

ら分らん」というかも知れないが、それ

は……

○岡村文四郎君 只今の御質問の点につきましては、資料も整備であります。しかし、御承知か知らないが、それではこの程度で散会いたします。

○政府委員(山根東明君) 只今の御質

問の点につきましては、資料も整備で

あります。しかし、御承知か知らないが、それではこの程度で散会いたします。

○委員長(楠見義男君) それでは、午後三時五十八分散会

午後三時五十八分散会

昭和二十五年四月二十八日印刷

昭和二十五年五月一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所